

1. 件名：三菱電機（株）及び日本製鋼所（株）子会社の不適切行為に関する電力各社の状況

2. 日時：令和4年12月14日 10時00分～10時50分

3. 場所：原子力規制庁2階大会議室（テレビ会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

杉本安全規制管理官、村田統括監視指導官、水野企画調査官、菊川管理官補佐、小野上級原子炉解析専門官、志賀上級原子炉解析専門官、浅野上席監視指導官、戸田係員、林原子力規制専門員

原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。） 副長

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力設備グループ グループリーダー他2名

東北電力株式会社

原子力部 原子力設備グループ 課長他2名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 設備技術グループ 課長他3名

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 運営グループ 課長

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力設備管理チーム 統括他2名

関西電力株式会社

原子力事業本部 保守管理グループ チーフマネージャー他2名

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力設備グループ マネージャー他2名

四国電力株式会社

原子力部 核物質防護・工事グループ グループリーダー他3名

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力設備グループ グループ長他2名

日本原子力発電株式会社

発電管理室 設備管理グループ 課長他1名

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 室長代理

5. 要旨

(1) 令和4年4月21日に三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）が公表した特別高圧以上の変圧器に係る不適切行為について、ATENAから以下のとおり説明があった。

- 電気設備技術基準で要求されている試験のうち、令和4年5月25日及び同年10月20日に新たに判明したものを含めて不適切行為のあった試験は、三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）赤穂工場で行われた交流耐電圧試験及び温度上昇試験である。
- これらの不適切行為は、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC規格）で規定されている通りに試験を実施していなかったものであるが、電気設備技術基準の要求は満足している。
- 不適切行為のあった変圧器については、納入時に行われた現地試験の記録の確認又は不適切行為判明後の油中ガス分析の実施により、健全性に問題ないことを確認している。
- 現在、調査委員会からの最終報告を受けて、三菱電機が不適切行為を行った背景等を調査中である。

（2）原子力規制庁から、三菱電機が不適切行為を行った背景について情報を得た際には、報告するように依頼した。

（3）令和4年5月9日に日本製鋼所株式会社（以下「日本製鋼所」という。）が公表した同社子会社の製造製品に係る不適切行為について、ATENAから以下のとおり説明があった。

- 現時点において、国内の原子力発電所で不適切行為が確認されているのは、令和4年11月14日に新たに判明したものを含めて、「タービンロータシャフト」及び「使用済燃料乾式貯蔵容器」であり、いずれも出荷前であったため、原子力発電所で使用されていない。
- 現在、日本製鋼所において調査継続中のため、今後の調査状況について引き続き把握するとともに、不適切行為が確認された際には、厳正に対応していく。

（4）原子力規制庁から、新たな事実が判明した際には、報告するよう伝えた。

## 6. 提出資料

資料1：三菱電機製変圧器の不適切事象について

資料2：日本製鋼所（JSW）の不適切事象について

以上